



青 人 第 4 3 5 号
平成29年10月11日

青森県特別職報酬等審議会会長 殿

青森県知事 三村 申吾

議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額等について

青森県特別職報酬等審議会設置条例（昭和39年7月青森県条例第82号）第2条の規定に基づき、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。
また、下記の2について意見を求めます。

記

1. 審議会への諮問事項

- ・議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額

	現行の月額
議 長	910,000円
副議長	810,000円
議 員	780,000円
知 事	1,270,000円
副知事	970,000円

2. 各委員の意見を求める事項

- ・議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定時期
- ・知事及び副知事の退職手当